

としま税政連

第13号

ToshimaZeiseiren
平成30年4月1日



目次

豊島税政連会長挨拶（会長 臼井淳子）	2
としま税政連新役員紹介	3～4
小池ゆり子後援会定期総会開催	4～5
豊島税理士政治連盟の活動	5～6

（豊島区議団訪問）	5
（確定申告無料相談会視察）	6
（運動経過報告）	6～8
税制改正に関する要望（平成29年6月）	
東京税理士政治連盟	9～11



豊島税理士政治連盟会長挨拶

会長 白井淳子

平成29年6月の豊島税理士政治連盟の総会で信任を頂戴いたしました会長の白井淳子でございます。

豊島税政連の会員の皆様におかれましては日頃より税政連の活動にご協力を賜りますこと感謝申し上げます。

【組織率をUPするには】

さて、豊島税政連に限らず最近では東京税理士政治連盟全体の組織率の低下が問題となっております。

豊島税政連においては平成29年3月末現在で会費を納入していただいた会員数は381名支部会員1,000名強の約38%、まだまだ半数にも満たないのが現状です。

いったいどのようにしたら良いのでしょうか?!!

一人一人に税政連の活動をご説明し、ご理解いただいて会員になっていただく、それしか方法はありません。

昨今若者の政治離れと言われますが、税政連は政治活動を行う組織ではなく、「平成30年税制改正に関する要望」を本誌に掲載いたしました、私達の顧問先である中小零細企業・個人事業主の納税者にとってより良い税制を確立するために、現場にたつ税理士として税政改正を要望しており、そしてそれを実現するために税法をあまりご存じでない国会議員等に根気よく説明をし、税政改正の為に声を上げていただきたい一心で活動しております。

先般も自民党・公明党の各朝食懇談会において、神津日税連会長が常におっしゃっている1丁目1番

地、消費税の軽減税率導入に反対することを国会議員の方々に説明をしてみました。

立法府に働きかけが行えない強制加入団体である税理士会に代わり、税政連が陳情等の展開をしております。

また、私達が税理士を業として営んでいられるのは、根幹に「税理士法」の存在があるからです。「税理士法」は守らなければなりません。そのためには立法府へ働きかけをし、ご理解を深めていただくのも重要な活動の一つです。

「納税者の権利」・「税理士法」これらはすべての税理士に関わる問題です。

【結びにあたり】

事業承継の問題による中小零細企業社数の激減、AIの進歩、フィンテックの普及等々の理由から税理士は「将来なくなる職業」、「10年後には食えない職業」と言われているようですが、税理士会が立法府に働きかけができないことを、税政連が両輪となって活動を展開し、将来性のある税理士という職業にしたいものです。

その実現のため支部会員全員の方々にサポーターになっていただくことをお願い申し上げます。



幹事長挨拶

五十井 恵



この度幹事長を仰せつかりました五十井です。税理士という立場で政治と関わることは、十分

な意義があると考えています。

我々の職域を拡大したり、守るにあたり、政治との関りは避けて通れません。

政治という事での拒否反応を和らげるために、微力ながら働かせていただきます。

よろしく願いいたします。

としま税政連新役員紹介



根里副会長



中川副会長



寺澤副会長



山本副会長



加藤副課長



大石副会長



鈴木副幹事長



伊藤副幹事長



山田副幹事長



花見副幹事長



三浦副幹事長



村田副幹事長



武田監事



大輪監事

根里泰夫副会長

このたび副会長を拝命しました。税理士政治連盟の意義等を多くの税理士にご理解いただき、国民のための税制改正等の実現に努めてまいります。

中川貞枝副会長

組織率アップのために貢献いたしま〜す！

寺澤 司副会長

豊島税理士政治連盟副会長の寺澤司です。中小企業等を守るための税制改正要望を実現させるには政治連盟は必須です。特定の政党等を応援する活動ではありませんので、どうぞご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

山本 孜副会長

近くの仲間に関心をかけて、一人でも多くの会員を増加させましょう。

加藤一治副会長

税理士が無償独占を維持するためにも税制連は必要な組織です

大石哲夫副会長

大勢の会員の力が必要です。未加入の会員への呼びかけに力を注ぎます

鈴木茂和副幹事長

この度、副幹事長に就任いたしました鈴木茂和です。税制・税務行政・納税者権利など税理士会の要望実現に向けた活動を行ってまいります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

伊藤貴徳副幹事長

微力ですが、統括管理を支援していきます。

山田尚武副幹事長

この度、副幹事長に就任いたしました山田尚武です。会員の皆様方のご要望を実現するため努力してまいりますと存じますので、よろしくお願いいたします。

花見修副幹事長

開業6年目の新参者ですが税務には政治が大切、がんばります

三浦裕義副幹事長

この度、豊島税理士政治連盟の副幹事長に就任いたしました三浦です。何分にも身に余る重責ではございますが、誠心誠意、職務に尽力いたす覚悟でございます。何といたっても税政連は会員拡大です。皆様のご要望に沿うよう一層の努力をいたす所存です。

村田淳一副幹事長

副幹事長に就任いたしました村田淳一です。会員の拡大に向け、広報活動をいたしたいと考えております。入会されていない方々のご意見もお寄せください。

武田雅雄監事

厳しい監査を心がけます。

大輪好輝監事

この度、税理士政治連盟豊島支部幹事に就任させて頂きました。

新入幹事として精進しますので、何卒宜しくお願い申し上げます。



常任幹事会

小池ゆり子税理士後援会 幹事長 井上立子

見事女性初の知事となられ、都政に邁進してこられた小池知事を我々後援会は一年間見守ってまいりました。小池ゆり子知事の秘書を務めていらした荒木千陽様もめでたく都議になられ激動の年と言っても過言ではありませんでした。

活動の集大成ともいふべき第10回総会は平成30年2月7日、メトロポリタンホテルにおいて開催されました。

豊島区を住みよい地区ナンバーワンに、東京オリンピックはもちろんパラリンピックも成功させたいという小池知事の思いが伝わるご講演をいただきました。長い時間ご参加していただき、お話もでき、写真も充分撮れた二時間となりました。男性主導の都政の現場で意気高く、邁進する小池都知事は我々女性、だけでなくすべての税理士の

希望と言ってもよいでしょう。

これからも応援し続けていきたいと思っておりますので皆様の温かいご声援をお願いいたします。





豊島税理士政治連盟の活動



豊島区議団訪問

税政連の毎年の活動として、豊島区議団への訪問があります。

これは豊島区の新年度予算に関する要望を伝える事です。ただ税政連は、他団体のように何かイベントや事業を開催するために予算を付けてもらう陳情ではなく、豊島区の施策に専門家として参画できることをアピールし、税理士の社会的認知度の向上と会員の職域の拡大を主な目的としています。

本年度は、8月22日に自民党豊島区議団、8月29日に公明党豊島区議団・民主ネット豊島区議団・都民ファーストの会豊島区議団を、白井会長と五十井幹事長の2名で訪問してまいりました。

今回の訪問では、過去数年にわたり要望してまいりました、税金相談会の拡充・租税教育の拡充等は一定の成果を上げてきたことから、白井会長

の発案により、豊島区が現在進めている空き家対策に関する施策について、税務の専門家として、平成28年4月から施行されている「空き家の譲渡所得の3,000万円控除」を議員の皆様にご説明し、空き家対策の施策に税理士をぜひ参画させていただくよう強く要望いたしました。

その成果として、平成30年4月1日施行の「豊島区空家活用条例」に専門家として参画する旨の協定を締結する運びとなりました。



このように少しずつですが、税理士会豊島支部が社会の負託に応えるべく、豊島区議会及び豊島区との密な連携が図られてきています。

今後も地道に一步一步税政連は活動し努力していく所存です。会員皆様のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

確定申告無料相談会視察

去る平成30年2月の平成29年分の所得税等の確定申告期に、参議院の白眞勲議員（民進党）と衆議院の鈴木隼人議員（自民党）が確定申告無料相談会場を視察に訪れました。

白眞勲議員視察

平成30年2月19日（月）10時30分より豊島区役



所内無料相談会に来訪。

白議員は毎年視察に来ていただいておりますが、今年も月曜日は混雑をする曜日であり大勢相談者がいらしていることに、ねぎらいの言葉を頂戴いたしました。

鈴木隼人議員視察

平成30年2月26日に衆議院東京第10区選出の自民党鈴木隼人議員が、豊島区役所にて開催している確定申告無料相談会の視察に訪れました。

当日は月曜日にもかかわらず比較的空いており、花見国会対策委員長からの説明を熱心に聞いておられました。

無料相談会の視察は初めてとの事で大変勉強になったと、ご感想を頂きました。



豊島税理士政治連盟の活動 平成28年度 運動経過報告



I. 総会に関する事項

- 1.平成28年6月10日 第39回定期総会を開催
下記議案を承認可決
於 ホテル・メトロポリタン
記
審議事項
第1号議案 平成27年度運動経過報告承認の件
第2号議案 平成27年度収支決算承認の件
第3号議案 平成28年度運動方針承認の件
第4号議案 平成28年度収

支予算承認の件

II. 幹事会に関する事項

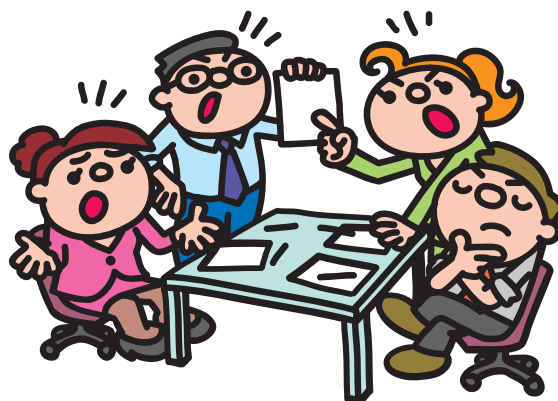
- 1.平成28年5月12日 (1) 定期総会の開催について
(2) 定期総会提出議案の審議
於 支部会議室

III. 常任幹事会に関する事項

- 1.平成28年5月9日 (1) 第39回定期総会議案書に関する件
(2) 幹事会開催の件
(3) 定期総会開催の件

- (4) ホームページの内容
於 支部会議室
- 2.平成28年7月6日 (1) 第39回定期総会議事録承認
(2) 東京税理士政治連盟への提出書類に関する件
(3) 当面の行事等スケジュールとその対応に関する件
(4) 会報第12号の発行
(5) 豊税政ホームページについて
(6) 会員増加の件
(7) 次回常任幹事会開催予定
於 支部会議室
- 3.平成28年7月29日 (1) 都知事選挙推薦状交付について
於 アムラックストヨタビル
- 4.平成28年9月13日 (1) 豊島区議団への平成29年度予算要望ヒアリングの報告と今後の対応検討
(2) 参議院選挙他の結果報告と今後の東京10区選挙対応について
(3) 平成28年度会費の収納状況と今後の対応検討
(4) 会報第12号発行について
(5) 今後の長期日程について
於 支部会議室
- 5.平成28年10月5日 (1) 衆議院議員東京10区補欠選挙への対応について
於 支部会議室
- 6.平成29年1月20日 (1) 平成28年度会費の収納状況と今後の対応検討
(2) 会報第12号発行について
(3) 収支見込
(4) 東京都選挙管理委員会への報告
(5) 今後の長期日程について
於 支部会議室
- 7.平成29年3月28日 (1) 第40回定期総会議案のうち平成28年度運動経過報告に関する件
(2) 平成29年度予算について
(3) 幹事会開催について
(4) 東京都選挙管理委員会への報告
(5) 単位税政連規約ひな形の改正について
(6) 次期役員人事について
(7) 今後の長期日程について
於 支部会議室
- IV.国会議員後援会等に関する事項
- 1.平成28年4月11日 小池ゆりこ Y's フォーラム 経営研究会に出席
- 2.平成28年4月21日 国会議事堂見学(参加者22名)
- 3.平成28年5月26日 小池ゆり子議員受章祝賀会に出席
- 4.平成28年6月14日 江端貴子後援会解散総会に出席
- 5.平成28年9月23日 東京都と豊島区の「未来を語る会」に出席
- 6.平成28年10月7日 衆議院東京10区補欠選挙で若狭勝候補者に推薦状交付
- 7.平成29年2月8日 小池ゆりこ税理士後援会第9回定期総会に出席
- 8.平成29年2月20日 白眞勲議員による確定申告相談会場視察活動に協力
- V.東京税理士政治連盟に関する事項
- 1.平成28年4月13日 単位税政連及び後援会会長・幹事長合同会議開催(部長会のため欠席)
於 東京税理士会館
- 2.平成28年4月15日 「平成29年度税制改正に関する要望」についてのアンケートに対して回答書提出
- 3.平成28年6月2日 本会の証票交付式での入会勧誘活動に参加
於 東京税理士会館

- 4.平成28年7月10日 「平成27年度における貴連盟の会費の徴収の状況に関するアンケートについて」
対して回答書提出
- 5.平成28年8月5日 単位税政連・組織委員長会議に出席
於 東京税理士会館
- 6.平成28年8月18日 単位税政連会長・幹事長会議に出席
於 東京税理士会館
- 7.平成28年9月21日 第50回定期大会に出席
於 京王プラザホテル
- 8.平成28年10月4日 4団体共催片山さつき参議院議員と語る政策懇話会～財務省・総務省・中小企業庁の担当者と語る～
に出席
於 参議院議員会館
- 9.平成28年10月12日 東税政フォーラム「目指せ！税制改正要望実現を！」～国会議員と語る税制改正～に出席
於 衆議院第一議員会館
- 10.平成28年10月26日 自由民主党との朝食懇談会に出席
於 自由民主党本部
- 11.平成28年11月14日 民進党との朝食懇談会に出席
於 衆議院第二議員会館
- 12.平成28年11月22日 平成28年度ブロック別単位税政連会議に出席
於 衆議院第二議員会館
- 13.平成28年12月6日 第50周年記念ゴルフ大会に参加
於 狭山ゴルフ・クラブ
- 14.平成28年12月14日 公明党との朝食懇談会に出席
於 参議院議員会館
- 15.平成29年1月26日 単位税政連会長・幹事長会議に出席
於 東京税理士会館
議題 単位税政連規約ひな形の改正について
- 16.平成29年2月2日 東京税理士会・東京税理士政治連盟共催の合同セミナーに参加
テーマ 平成29年度税制改正大綱を読む
於 東京税理士会館
- Ⅵ.財務及び届出に関する事項
- 1.平成28年5月18日 平成27年4月1日～平成28年3月31日の会計監査を実施
- 2.平成28年10月24日 平成28年4月1日～平成28年9月30日の会計監査を実施
- 3.平成29年3月7日 政治資金収支報告書（平成28年1月1日～平成28年12月31日）を東京都選挙管理委員会に提出
- Ⅶ.その他の事項
- 1.平成28年5月15日 東京税理士政治連盟編集「税理士のためのポケットブック2016」を会員に配付
- 2.平成28年8月23日 豊島区議会自由民主党の予算要望ヒアリングで要望書提出
- 3.平成28年8月24日 豊島区議会公明党の予算要望ヒアリングで要望書提出
- 4.平成28年9月15日 豊島区議会民主ネットの予算要望ヒアリングで要望書提出
- 5.平成28年10月28日 支部新転入会員会務説明会で当連盟会務の説明
- 6.平成29年3月25日 「としま税政連」第12号発行



税制改正に関する要望

平成29年6月 東京税理士政治連盟

重要な改正要望事項

1. 消費税の複数税率と適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入に反対する
2. 所得税の人的控除及び控除方式を見直すこと
3. 中小法人に対して繰越欠損金控除制度及び外形標準課税を適用しないこと
4. 償却資産に係る固定資産税を抜本的に見直すこと
5. マイナンバー制度については、法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に個人事業主を加えること

個別要望事項

一. 所得税及び法人税に関する事項

1. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと
2. 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること
3. 一括償却資産の損金算入制度及び中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること

二. 消費税に関する事項

4. 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度を創設すること
5. 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること

三. 相続税及び贈与税に関する事項

6. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の事項を見直すこと
 - (1) 資産保有型会社の判定時期を現行の期間判定から、年に一度設定される報告基準日において判定する制度に改めること
 - (2) 資産保有型会社の判定における割合算定方

法を見直すこと

- (3) 経営承継機関を現行の5年から3年に短縮すること

四. その他国税に関する事項

7. 印紙税を廃止すること

五. 納税環境整備に関する事項

8. 国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること
9. 電子申告の利用促進のため、受付時間の拡大等を図ること
10. 国及び地方公共団体の会計制度改革を行うこと

〈参考〉

平成30年度税制改正の大綱の概要

平成29年12月22日

財務省

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得税の見直しを行うとともに、デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置を講じ、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充、観光促進のための税として国際観光旅客税（仮称）の創設等を行う。このほか、国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の促進やたばこ税の見直し等を行う。

個人所得課税

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

- ・給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる。

給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

- ・給与所得控除について、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げる。

ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者に負担増が生じないように措置を講ずる。

- ・ 公的年金等について、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。
- ・ 基礎控除について、合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとする。

資産課税

事業承継税制の拡充

- ・ 10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置を講ずる。

一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

- ・ 同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産を対象に、当該法人に相続税を課税する。

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ・ 宅地等及び農地の負担調整措置について、平成30年度から平成32年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

年会費はこうして使われます

豊島税政連の年会費は8,400円で、そのうちの5,500円を東税政に拠出しています。そして、東税政はそのうち1,500円を日税政に拠出しています。

このように、会費のすべてが豊島税政連で使われるわけではなく、東税政や日税政の機関紙の発行、各種活動費用として使われています。

会員の皆様の更なるご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置

- ・ 革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置を創設する。

法人課税

賃上げ・生産性向上のための税制

- ・ 所得拡大促進税制を改組し、平均給与等支給額が対前年度比3%以上増加、国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上等の要件を満たす場合に、給与等支給増加額について税額控除ができる制度とする。

（注）中小企業については、平均給与等支給額が対前年度比1.5%以上増加等の要件を満たす場合に給与等支給増加額について税額控除ができる制度に改組。

- ・ 情報連携投資等の促進に係る税制を創設し、革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）に基づく設備投資に対して特別償却又は税額控除を可能とする。
- ・ 租税特別措置の適用要件の見直しを行い、大企業について、所得が前期の所得以下の一定の事業年度を除き、平均給与等支給額が前年度を超えること、国内設備投資額が減価償却費の総額の10%を超えること、の要件のいずれにも該当しない場合には、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないこととする。

事業再編の環境整備

- ・ 産業競争力強化法の改正を前提に、特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた事業者が行った特別事業再編（自己株式を対価とした公開買付けなどの任意の株式の取得）による株式の交換について、その交換に応じた株主に対する譲渡損益に係る課税を繰り延べる。

地方拠点強化税制の見直し

- ・ 地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中心部や中部圏中心部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しを行う。

消費課税

国際観光旅客税(仮称)の創設

- ・平成31年1月7日以後の出国旅客に定額・一律(1,000円)の負担を求める国際観光旅客税(仮称)を創設する。

外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

- ・一定の条件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とする。

(注) 現行、「一般物品」と「消耗品」それぞれで下限額を満たす必要。

- ・現行の紙による免税販売手続(購入記録票のパスポートへの貼付・割印)を廃止し、免税販売手続を電子化する。

たばこ税の見直し

- ・国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ。平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施する。
- ・加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直す。

地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

- ・小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上地と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外する。これに伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外(50%)の代替指標を人口とする。

金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

- ・輸入に係る消費税等の脱税犯に係る罰金額の上限について、脱税額の10倍が1,000万円超の場合、脱税額の10倍に引き上げる。

国際課税

恒久的施設関連規定の見直し

- ・日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める「恒久的施設」の範囲について、租税回避を防止するため見直す。

納税環境整備

税務手続の電子化等の推進

- ・法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるような環境整備を進めるとともに、大法人については法人税等の電子申告を義務化する。
- ・生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン減税に係る年末調整関係書類について、電磁

的方法による提出を可能とする。

- ・複数の地方公共団体への納税が一度の手続で可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織(eLTAX)を活用した共通電子納税システムを導入する。

関税

暫定税率の適用期限の延長等

- ・平成29年度末に適用期限の到来する暫定税率(392品目)の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

金の密輸入に対応するための罰則の引上げ

- ・無許可輸入罪等について、罰金額を500万円以下から1,000万円以下(貨物の価格の5倍が1,000万円超の場合、価格の5倍まで)にする等の引上げを行う。

備考

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

- ・次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)(平成36年度から年額1,000円を課税)及び森林環境譲与税(仮称)(平成31年度から譲与)を創設する。

編集後記

会員の皆様、確定申告お疲れ様でした。

この時期を避け、早めに会報を発行する予定でありましたが、結局年度をまたいでしまいました。来年度こそきっちりとしなければと思っております。

そんな最中の3月9日確定申告期間中に、国税庁長官が辞任に追い込まれ、証人喚問にという前代未聞の事態に。

これでは、納税者国民の理解、信頼など到底得られません。

それはそれとして、私たちも身を引き締めて、会員増強の大目標に向け、頑張る所存ですので、皆様方の積極的なご意見をお待ちしております。 (編集人 村田 淳一)

日税グループは、税理士界ひとすじに おかげさまで 45 周年！

税理士先生とその関与先様のために様々なご相談にお応えします！

日税グループ

検索

税理士事務所サポート

何でもお気軽にご相談ください。

- ・税理士顧問料の集金代行
- ・税理士業務関連の研修会の運営
- ・関与先の事業に係わる集金代行
- ・関与先のコンサルティング支援

株式会社日税ビジネスサービス

不動産の売買仲介

関与先の不動産案件をご紹介ください。

- ・相続・収益物件・物件調査
- ・財産評価サポート
- ・不動産鑑定評価

株式会社日税不動産情報センター

生命保険

- ・がん保険・医療保険
(全税共集団取扱保険料適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社共栄会保険代行

生命保険・損害保険

- ・団体所得補償保険
(全税共団体割引適用)
- ・生命保険コンサルティング

株式会社日税サービス



税理士とその関与先のために



日税グループ



株式会社日税ビジネスサービス

0120-155-551



株式会社共栄会保険代行

0120-922-752



株式会社日税不動産情報センター

03-3346-2220

(本社代表)



株式会社日税サービス

0120-312-112

日税グループ本社 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29F